

耐震化整備事業

1 目的

地震発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設等の安全を確保するため、耐震化等整備を図ることを目的とする。

2 事業内容

施設入所者の安全・安心を確保し、地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を図るものである。

3 対象施設

区 分	設 置 者	問い合わせ先
救護施設、更生施設 (生活保護法第 38 条)	社会福祉法人又は日本赤十字社	社会援護課生活支援 G TEL: 06-6944-6665
障がい者支援施設 (障害者自立支援法第 5 条第 12 項)	地方税法第 348 条第 2 項第 10 の 4 号及び第 10 の 6 号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人 (社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人等 (医療法人を除く。))	障がい福祉室 生活基盤推進課推進 G TEL: 06-6944-6393
障がい児入所施設 (児童福祉法第 7 条)	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人	
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、 (児童福祉法第 7 条)	都道府県・指定都市・中核市・市町村、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人	
児童相談所一時保護施設 (児童福祉法第 12 条の 4)	都道府県・指定都市・児童相談所設置市	子ども室 家庭支援課育成 G TEL: 06-6944-6318
婦人保護施設 (売春防止法第 36 条)	都道府県、社会福祉法人	
婦人相談所一時保護施設 (売春防止法第 34 条第 4 項)	都道府県	